

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 洪水 (兵庫県CGハザードマップ)

兵庫県CGハザードマップによると、本会が立地するエリアにおいて浸水想定はないが、市街地の味原川沿いの一部で、2m以内の浸水が想定されている。

2) 土砂災害 (兵庫県CGハザードマップ)

兵庫県CGハザードマップによると、山間地域(浜坂市街地以外)は、土砂災害、地滑り等が生じる恐れがあるエリアとなっている。

3) 地震 (J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年で26%以内の確率で発生すると言われている。

4) 津波 (兵庫県CGハザードマップ)

兵庫県CGハザードマップによると、本会が立地するエリアにおいて浸水想定はないが、沿岸部の住宅地で一部2m未満の浸水が想定されている。

また、本町の最高津波水位は4.5m、最短到達時間(1mの水位上昇)は11分となっている。

5) その他

町内の岸田川流域では、特に平成2年の台風19号において、大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により住宅被害が300棟を超えた。

また、近年は大雪となる傾向は少ないが、過去に雪害により停電した地域もある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 585 事業所
- ・ 小規模事業者数 493 事業所 令和3年経済センサス

(内訳)

単位：者

	事業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	94	91	町内全域に所在する
製造業	41	33	町内全域に所在する
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	浜坂地域に所在する
情報通信業	2	2	町内全域に所在する
運輸業、郵便業	13	11	町内全域に所在する
卸売業、小売業	167	126	町内全域に所在する
金融業、保険業	4	4	町内全域に所在する
不動産業、物品賃貸業	16	16	町内全域に所在する
学術研究、専門・技術サービス業	20	19	町内全域に所在する
宿泊業、飲食サービス業	99	86	町内全域に所在する
生活関連サービス業、娯楽業	66	60	町内全域に所在する
教育、学習支援業	12	12	町内全域に所在する
医療、福祉	28	17	町内全域に所在する
複合サービス事業	0	0	町内全域に所在する
サービス業(他に分類されないもの)	22	15	町内全域に所在する
合計	585	493	

(3) これまでの取組

1) 本町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・新温泉町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 本会の取組

- ・事業者BCP策定に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー、個別相談(専門家派遣)の実施
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進(全国商工会連合会・東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険)
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食)の備蓄
- ・新温泉町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

コロナウイルス感染症が5類に移行されたアフターコロナ社会は、新しい生活様式となった。しかし、近年の自然災害や世界情勢は不安定さを増し予断を許さない状況であるにも関わらず、リスク管理ができていない事業者が多く、その事業者を支援する経営指導員の資質も十分ではない。

また、サイバー犯罪は、個人情報漏洩やランサムウェア等による事業者リスクが高まるなか、リスク対策の見直し等が出来ていない。

III 目標

前述のII課題を解決させるため、以下の目標を設定する。

- ①地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②発災時における連絡を円滑に行うため、本会と本町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	BCP策定支援 セミナー	策定目標(事業者数)	
				事業継続計画	事業継続力強化計画
585	493	R7	1回	15	10
		R8	1回	15	10
		R9	1回	20	10
		R10	1回	20	10
		R11	1回	20	10

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・本会と本町の役割分担および体制を整理し、以下の事業を連携して実施する。

< 1. 事前の対策 >

・町の地域防災計画における商工会の役割に加え、兵庫県感染症予防計画に基づき、本計画との整合性を整理し、以下の取組を行うことで発災時に混乱なく応急対策に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を使用し、事業所立地場所の自然災害リスクとその影響軽減のための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入など）を説明する。
- ②会報や町広報、ホームページなどで、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者を紹介する。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組める簡易なものも含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言する。
- ④事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者向けの普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険の紹介を実施する。
- ⑤新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ⑧ サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの開催や会報・町広報、ホームページ、会員案内文書等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ①令和2年7月に事業継続計画を策定

3) 関係団体等との連携

- ①損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介をする。
- ②関係機関に普及啓発ポスター掲示を依頼し、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等の取り組み状況を確認する。
- ②事業の実施状況や改善点は、商工連絡会議で協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害（マグニチュード6の近地地震、震源まで約70km）を想定し、本町との連絡ルー

ト確認等の訓練を実施する（必要に応じて）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等の発災時には、人命救助が最優先。その上で、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後3時間以内に職員の安否を報告する（SNS等を利用し、安否確認、業務従事の可否、家屋被害や道路状況等の概要を本会と本町で共有する）。
- ②国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を図る。
- ③感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新温泉町における感染症対策本部設置に基づき本科による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①本会と本町で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②暴風・豪雨の例：降雨状況が命の危険を感じるレベルであれば、出勤を控え、安全確保後に出勤する。
- ③職員全員が被災し、応急対策が困難な場合は、役割分担を決定する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害	地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害、1%程度の事業所で「床上浸水」や「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生、被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害、0.1%程度の事業所で「床上浸水」や「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生。
ほぼ被害はない	・目立った被害情報がない場合。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているとみなす。

（本計画に基づく被害情報の共有頻度）

発災後～1週間	1日に3回
2週間～3週間	1日に2回
4週間～2ヶ月	1日に1回
3ヶ月以降	2日に1回

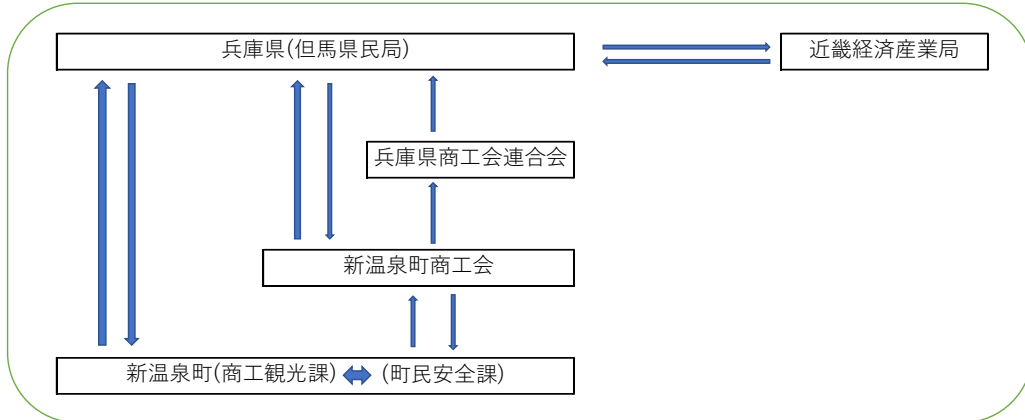
※本町で制定された「新温泉町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発生時に、小規模事業者の被害情報の迅速な報告と指揮命令を円滑に行える体制を構築する。
- ②自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を決定する。
- ③本会と本町で被害状況の確認方法、被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法を事前

を確認する。

- ④本会と本町が共有した情報を、県の指定する方法にて本会または本町より県（窓口は県民局）へ報告する。
- ⑤本会と本町で共有した情報を、県の指定する方法で県民局に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法を本町と協議する（国の依頼を受けた際、特別相談窓口を設置）。
- ②安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ③小規模事業者の被害状況を詳細に確認する。
- ④国や都道府県、町等の施策を小規模事業者へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

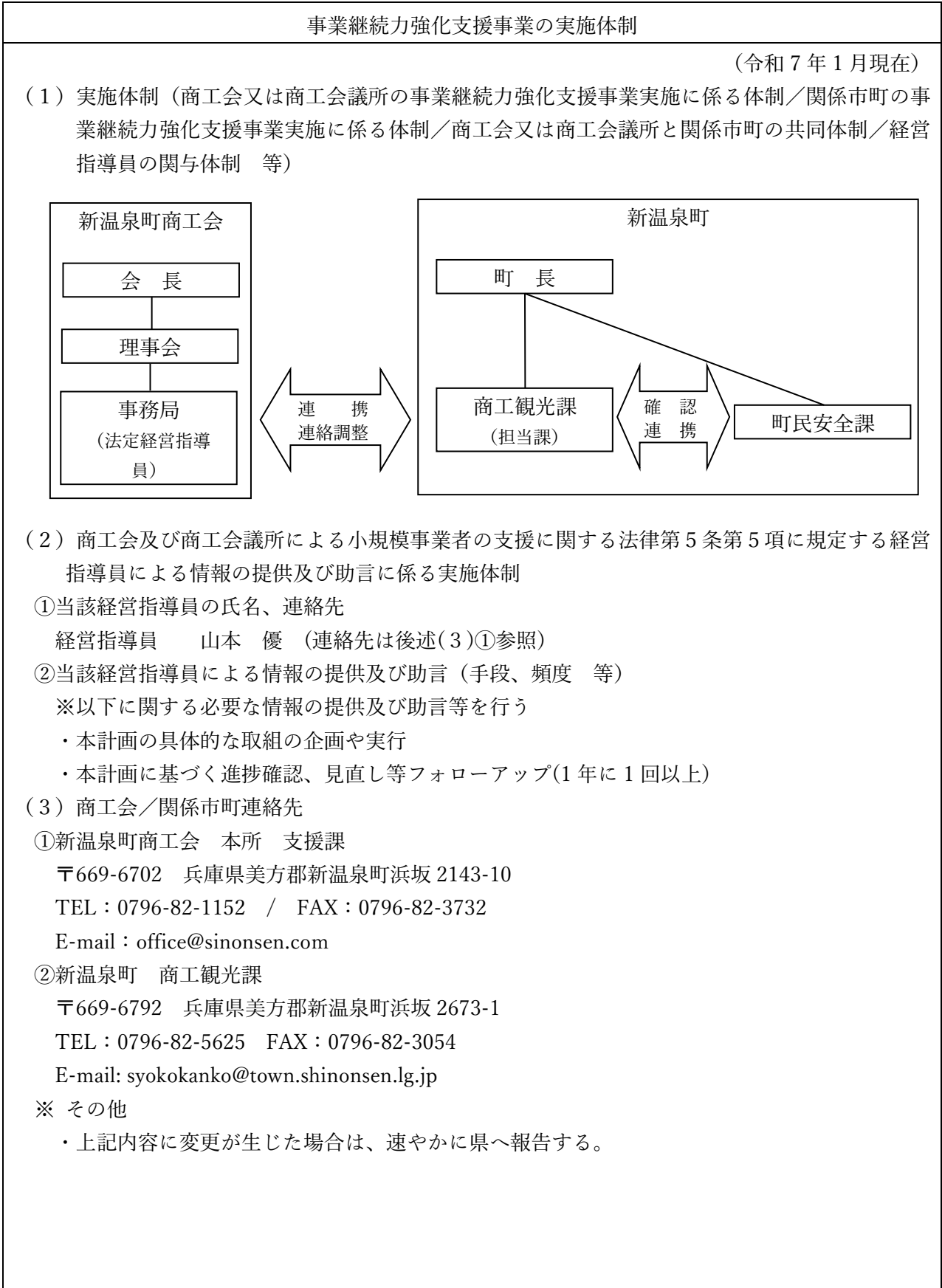
- ①県の方針に従い、復旧・復興支援方針を決定し、被災小規模事業者を支援する。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員のみでは対応が難しい場合、他地域からの応援派遣を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・協議会運営費	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	40	40	40	40	40
・チラシ製作費	0	0	0	0	0
・防災備品費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金：国、兵庫県、新温泉町 受託費：兵庫県商工会連合会 自己財源：会費、共済手数料等収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。